

兵庫県公報

令和3年10月29日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第49号）

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	姫路書写住宅	姫路市書写	43戸

2 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通中層耐火住宅 1団地 80戸

3 老朽化に伴い、次の改良県営住宅を用途廃止することとした。

改良中層耐火住宅 1団地 1戸

4 普通県営住宅に設置する駐車場の整備に伴い、その名称、位置等を定めることとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額の限度額（円）
鈴蘭台高層住宅駐車場	神戸市北区山田町小部	13,000

5 鹿の子台南鉄筋住宅に設置する駐車場の利用料金の限度額を改めることとした。

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第49号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款中194の項を195の項とし、193の項の次に次のように加える。

194	R元	姫路書写住宅	姫路市書写	6階建	5	0.8133	70,000
					5	0.8437	70,000
					28	0.9688	83,300
					5	1.1081	95,300

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款5の項中

「

211	0.4640	24,100
1	0.4663	25,000

」

を

「

153	0.4640	24,100
-----	--------	--------

」

に、

「

53	0.4752	24,100
----	--------	--------

」

を

「

33	0.4752	24,100
----	--------	--------

」

に、

「

2	0.4996	27,700
---	--------	--------

」

を

「

1	0.4996	27,700
---	--------	--------

」

に改める。

別表第2改良中層耐火住宅の款中

「

41	玉津鉄筋住宅	神戸市西区曙町	4階建	1	11,500
42	玉津鉄筋住宅	神戸市西区曙町	4階建	23	11,500
				8	31,500

」

を

「

42	玉津鉄筋住宅	神戸市西区曙町	4階建	23	11,500
				8	31,500

」

に改める。

別表第5鹿の子台南鉄筋住宅駐車場の項中「7,200」を「13,000」に改め、同項の次に次のように加える。

鈴蘭台高層住宅駐車場	神戸市北区山田町小部	13,000
------------	------------	--------

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。